

豊里地域包括支援センター(介護予防支援)

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 ウェルシアパートナーズ株式会社（以下「事業者」という。）が開設する豊里地域包括支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われることとされている。

このため利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して事業を行うこととする。

介護予防支援等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の事業者に係ることのないよう公平中立に行うこととする。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るとともに、公正中立に行うこととする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 豊里地域包括支援センター
- 2 所在地 茨城県つくば市遠東639-1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する担当職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理・利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防支援の提供に当たるものとする。
- 2 担当職員 3名（常勤3名（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員））
担当職員は指定介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日
及び12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 8時30分から17時15分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 1 利用者の相談は地域包括支援センター内相談室及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。

- 2 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- 3 サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。サービス担当者会議は事業所内相談室及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- 4 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、（以下「モニタリング」という。）必要に応じて、計画変更等を行う。モニタリングに当たっては、原則として3カ月に1回以上、利用者の居宅を訪問し面接を行う。また、訪問を行わない月においては、電話やサービス事業所への訪問等により、状態を把握する。
- 5 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- 6 その他具体的には「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第37号第29条から第31条）に従って実施する。

（指定介護予防支援の利用料その他の費用の額）

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、以下の区域とする。

豊里圏域〈旭、今鹿島、上郷、上里、高野、木俣、酒丸、田倉、土田、幸子生、東光台、遠東、豊里の杜、中東、中東原新田、沼崎、野畑、百家、緑ヶ原〉

（苦情処理）

第9条 事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第10条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（業務継続計画の策定）

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生に備えて、サービス提供の継続及び非常時の体制での業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 契約の有効期間中、感染症のまん延や地震・風水害その他事業者の責に帰すべからざる非常災害が発生した場合、一時的に業務を中断する可能性があるが、業務継続計画発動して、順次サービス提供の再開に努める。

- 3 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 4 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理）

第12条 事業所は、衛生管理を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 2 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 4 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 5 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 6 感染対策を適切に実施するための担当者を置く。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- （1）責任者の選定
 - （2）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年1回）
 - （3）虐待等に対する相談窓口の設置
 - （4）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る
 - （5）虐待防止のための指針を整備する
 - （6）その他虐待防止のために必要な措置
1. 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等の適正化）

第14条 事業所は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）に関して、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、利用者の尊厳に基づき、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束等は、利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、原則として行わない。
- 3 身体的拘束等適正化のための組織的対応を図るための検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 4 事業所における身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 5 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等適正化を啓発・普及するための研修を定期的実施する。
- 6 事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。また、拘束実施後も定期的に再検討を行い、拘束の解除へ向けて取り組むものとする。

（個人情報保護）

第15条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及

び厚生労働省が作成した「医療・介護関係従事者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者及びその家族の同意を得るものとする。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業者は、担当職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後1か月以内
- 2 継続研修 年1回
- 3 事業者は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はウエルシアパートナーズ株式会社の代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和8年9月1日から施行する。